

一般財団法人 山田音楽財団 助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 山田音楽財団(以下「財団」という。)定款第3条第1項及び第2項の規定に基づき、助成金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象は、芸術文化の分野での優れた若い人材の育成・支援を行うことなどにより、我が国の音楽文化の発展に寄与することに資すると認められる次の事業とする。

(1)演奏会(ソロ・リサイタル、室内楽、コンチェルト、オペラ、オーケストラ等)

(2)CD や DVD 等の録音・録画(ソロ・リサイタル、室内楽、コンチェルト、オペラ、オーケストラ等)

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、前条に規定する事業を実施するために必要な経費とする。

(助成額)

第4条 助成額は一事業 10 万円とする。

なお、一事業主体で、演奏会と CD 録音等をほぼ同時に行う場合には、あわせて一事業とする。

2 他の団体からも助成を受けることはさしつかえない。ただし、他団体の冠演奏会を行う場合には本規程による助成の対象とはならない。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、財団が定める受付期間内に、助成金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)、助成に係る収支予算書(様式第3号)、第三者による推薦書を添えて、財団に提出しなければならない。

2 財団は特に必要があると認めるときは、前項の申請書の提出時期を変更することができる。

(交付決定)

第6条 財団は、前条による申請書の提出があったときは、内容を理事会において審査・選考の上、助成の結果及び助成額を決定する。採否はメール又は文書にて通知する。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、助成決定後、原則として事業の開始までに交付するものとし、交付の日時は財団が指定する。

(受給者の義務)

第8条 受給者は、当該事業が財団の助成事業であることを演奏会等のポスター、チラシ及びプログラム等印刷物に、録音・録画したCD・DVD等の附属パンフレット、説明書などに

「助成 一般財団法人山田音楽財団」と明示するものとする。ただし、選考結果の通知後では間に合わない印刷物については、予め記載なしで作成しても差し支えない。

2 受給者は、助成事業を中止もしくは廃止する場合又は事業内容に重大な変更が生じた場合は、その理由を記載した書面を財団に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

ただし、変更が軽微なものについては、これを省略することができるものとする。

3 演奏会への助成の場合、受給者は開催に当たり、開催会場座席数の5割以上の集客が達成できるように努力するものとする。ただし、状況に応じて柔軟に取り扱う。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金交付申請を取り下げようとするときは、助成金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内にしなければならない。

(実績報告書)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、当該事業の終了した日から起算して、コンサートの場合は原則として30日以内に、録音・録画の場合は90日以内に、実績報告書(様式第5号)に事業報告書(様式第6号)、収支決算書(様式第7号)及び参考資料等を添えて、財団に提出しなければならない。

(調査)

第11条 財団は、助成対象事業について必要に応じ調査することができ、助成金の交付決定を受けた者はこれに協力するものとする。

(助成金の返還)

第12条 財団は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 事業を中止又は廃止した場合
- (2) 予定の期間内に事業を実行できない場合
- (3) 申請書の内容と事実が著しく相違した場合
- (4) 事業の実施に当たって違法不正な行為があると認められた場合
- (5) 当該事業が財団の助成事業であることを、演奏会の場合は当日のプログラム等、CD や DVD 等の録音の場合はそのパンフレット等に記載されていない場合
- (6) 第 10 条に規定する実績報告書の提出を怠った場合
- (7) 第 11 条に規定する調査に応じなかった場合

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 15 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施する。